

## 資料 2

### ○北本市執行機関の附属機関に関する条例

昭和 5 6 年 1 2 月 2 2 日

条例第 2 6 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

#### (委任)

第 3 条 附属機関の組織、会議その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

#### 別表（第 2 条関係）

##### 第 1 市長の附属機関

附属機関名	職務
北本市表彰審査会	市長の諮問に応じ、表彰対象になった者について審査する。
北本市地名地番整備審議会	市長の諮問に応じ、地名地番整備事業に関する事項について調査審議する。
北本市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。
北本市人権推進審議会	市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。
北本市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種による健康被害に関する事項について調査審議する。
北本市健康・体力づくり市民会議	市長の諮問に応じ、市民の健康の増進と体力の向上に関する事業計画の策定及びその推進を図るため必要な事項について審議する。

北本市行政改革推進委員会	市長の諮問に応じ、行政改革に関し必要な事項について調査審議する。
北本市産業振興委員会	市長の諮問に応じ、産業振興に関し必要な事項について調査審議する。
北本市自転車問題審議会	市長の諮問に応じ、駅周辺地域の自転車問題に関し必要な事項について調査審議する。
北本市情報公開・個人情報保護運営審議会	北本市情報公開条例及び北本市個人情報保護条例の運営について、実施機関の諮問に応じ、調査審議する。
北本市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。
北本市下水道事業審議会	市長の諮問に応じ、下水道事業に関し必要な事項について調査審議する。
北本市総合振興計画審議会	市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関する事項について調査審議する。
北本市市民参画・協働推進審議会	市長の諮問に応じ、市民参画及び協働の推進に関する事項について調査審議する。
北本市空家等対策協議会	市長の諮問に応じ、空家等の対策に関する事項について協議する。

# ○北本市下水道事業審議会規則

平成20年3月31日

規則第11号

## (趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

# 北本市下水道事業審議会運営要領

(平成30年3月26日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、北本市下水道事業審議会規則(平成20年規則第11号)(以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、北本市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 公共下水道事業の経営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公共下水道事業に関し必要と認める事項に関すること。

(委員の人数)

第3条 規則第2条第2項各号に規定する委員の人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共的団体等の代表者 2人以内
- (2) 知識経験者 6人以内
- (3) 公募による市民(以下「公募委員」という。) 3人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人以内

(公募委員の募集方法)

第4条 公募委員の募集は、広報きたもと及び北本市ホームページに募集記事を掲載することにより行うものとする。

(公募委員の応募資格)

第5条 公募委員の応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に引き続き1年以上住所を有する者。
- (2) 審議会の委員に委嘱する日現在において20歳以上の者。
- (3) 応募日現在において市の審議会等の委員でない者。
- (4) 平日開催の審議会に出席が可能であること。

2 公募委員の応募資格を確認するため、本人確認等の書類の提出を求めることができる。

(公募委員の応募方法)

第6条 公募委員の応募方法は、募集締切日までに履歴書に必要事項を記入し、小論文(応募動機及び下水道事業に対する考え等400字程度、様式自由)を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された履歴書及び小論文(以下「応募書類」という。)は、返却しないものとする。

(公募委員の選考方法)

第7条 応募者から応募書類が提出されたときは、都市整備部長、下水道課長及び総務課長（以下「採点者」という。）は、その応募書類を下水道事業審議会公募委員選考評価表（別記様式）により採点し、その合計点数が高い者から順に公募委員として選考するものとする。

2 前項の規定による評価点数は、評価項目ごとにそれぞれ5点を上限とし、合計点数は15点満点とし、三つの評価項目のうち、評価点数が1点（不適當）又は0点（不可）が一つでもある場合は選考しない。

3 第1項に規定する合計点数が同点の場合は、採点者は総合的に判断し、選考するものとする。

（決定通知）

第8条 公募委員の決定結果は、応募者全員に通知する。

（庶務）

第9条 下水道事業審議会の運営に関する庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

附 則

この要領は、平成30年3月26日から施行する。

## ○北本市附属機関等の会議の公開に関する規則

平成17年3月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市情報公開条例(平成3年条例第41号。以下「条例」という。)第21条第2項の規定に基づき、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及び市長が設置したこれらに類する機関をいう。以下同じ。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開・非公開の決定)

第2条 附属機関等の会議(以下「会議」という。)の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(会議の日程の周知)

第3条 会議の日程は、遅くとも当該会議開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要し、その暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、北本市公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載、会議開催のお知らせ(様式第1号)による市政情報コーナー掲示板への掲示その他市長が別に定める方法により行うものとする。

(会議の傍聴)

第4条 公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

2 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、会議開催日の当日、会議の傍聴を希望する者のうちから先着順に決定するものとする。ただし、会議開催日の当日の先着順にすると会場が混乱するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

3 傍聴人は、傍聴人名簿(様式第2号)に必要事項を記入のうえ、担当者の指示を受けなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している

者

(2) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメット類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕類を携帯している者

(3) 写真機、ビデオ、録音機等を携帯している者（附属機関等の長が許可したときを除く。）

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに席を離れること。

(2) 議事に関する発言若しくは賛否を表明し、又は騒ぎ立てる等示威的行為をすること。

(3) 当該附属機関等の長の許可を得ずに写真の撮影又は録画若しくは録音をすること。

(4) 飲酒、飲食又は喫煙をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を阻害すると認められること。

6 附属機関等の長は、傍聴人が前項に掲げる行為をした時は、これを制止し、又は当該傍聴人を退場させることができる。

（会議資料の閲覧）

第5条 会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第7条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、この限りでない。

（会議記録の作成及び公開）

第6条 附属機関等は、全ての会議において会議記録を作成しなければならない。

2 会議記録の作成方法等については、市長が別に定めるところによる。

3 会議記録及び当該会議に係る配布資料（以下「会議記録等」という。）は、公開するものとする。ただし、非公開情報が含まれているときは、この限りでない。

4 会議記録等の公開は、市政情報コーナー及びホームページにおいて行うものとする。この場合において、当該会議記録等を公開する期間は、原則として、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、会議の公開の状況を年1回公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページにおいて行うものとする。

(適用除外)

第8条 法令等において、附属機関等の会議に関し特別の定めがあるときは、この規則を適用しない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。